

【イルベサルタン錠 50mg 「ケミファ」】 簡易懸濁法に関する資料

本資料は本剤の懸濁状態及びチューブ通過性を検討した資料であり、臨床で経管投与した場合の有効性・安全性の評価は行っておりません。
本剤をご使用の際には添付文書をご確認の上、医療従事者の裁量と判断のもとに行っていただきますようお願い致します。

日本ケミファ株式会社

● 目的

イルベサルタン錠 50mg「ケミファ」の経管投与の可否を確認するため、簡易懸濁法（崩壊懸濁試験、通過性試験）を実施した。

● 試験方法

崩壊懸濁試験：注入器内にイルベサルタン錠 50mg「ケミファ」を1錠入れ、55℃の温湯 20mL を吸い取り、5分間放置した後、注入器を90度15往復横転し、崩壊・懸濁の状況を観察した。崩壊しない場合は、更に5分放置後、同様の操作を行った。

通過性試験：崩壊懸濁試験で得られた懸濁液を、8Fr.の経管栄養チューブの注入端より約2~3mL/秒の速度で注入し、通過性を観察した。

● 結果

崩壊懸濁試験：10分以内に崩壊・懸濁した。

通過性試験：8Fr.チューブを通過した。

経管投与の可否	崩壊懸濁試験（水：55℃）		通過性試験 （通過サイズ）
	5分	10分	
適1	×	○	8Fr.

○：完全崩壊、または注入器に吸い取り可能

×：投与困難な崩壊状況

△：時間をかければ完全崩壊しそうな状況、またはコーティング残留等によりチューブを閉塞する危険性がある崩壊状況

<経管投与の可否の判定基準>

適1：10分以内に崩壊・懸濁し、8Fr.チューブあるいは18Fr.ガストロボタンを通過する

適2：錠剤のコーティングを破壊すれば、10分以内に崩壊・懸濁し、8Fr.チューブあるいは18Fr.ガストロボタンを通過する

条1：条件付通過：チューブサイズにより通過の状況が異なる

条2：条件付通過：腸溶錠のためチューブが腸まで挿入されているか、腸痙であれば使用可能である

条3：条件付通過

不適：簡易懸濁法では経管投与に適さない

出典：内服薬経管投与ハンドブック 第3版（じほう）

● 結論

イルベサルタン錠 50mg「ケミファ」の簡易懸濁法を実施した結果、55℃の温湯で 10 分以内に崩壊・懸濁し、8Fr.のチューブを通過したため、経管投与は「適 1」と判定された。

日本ケミファ株式会社：簡易懸濁法に関する資料（社内資料）

2017 年 10 月